

特記仕様書

秘密保持及び暴力団排除に関する事項

1 秘密保持

(基本的事項)

第1 受託者は、本業務に従事し、又はこれに付随して知り得た機密情報（この業務を行うにあたり、委託者から提供された情報及び新たに作成又は取得した情報、作業場所の警備に係る情報、委託者から提供されたハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体等で構成され、これらの一部又は全体で業務処理を行う情報システムに係る情報、作業場所内での全ての情報その他一般には公開されていない情報をいう。）及び個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいい、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。）（以下「秘密情報」といい、有形・無形を問わない）を適正に取り扱うため、この特記仕様に基づき業務を履行するものとする。

(個人情報保護)

第2 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務を実施するにあたっては、益城町個人情報保護条例（平成14年3月19日条例第9号）及び益城町情報セキュリティポリシーその他個人情報の保護に関する法令等（特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を含む。以下同じ）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持)

第3 受託者は、業務の実施に伴い知り得た秘密情報の一切を他に漏らしてはならない。本契約の期間満了、解除又は解約後も同様とする。

2 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第4 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承認があつた場合を除き、業務を実施するために委託者から引き渡された秘密情報が記録された資料等を複写

し、複製又は加工してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、委託者の管理下において使用する場合は、この限りではない。

(履行場所の制限)

第5 受託者は、委託者の指示又は承認があるときを除き、定められた業務履行場所以外で業務に係る秘密情報を取り扱ってはならない。

(情報機器等の持込み制限)

第6 受託者は、情報端末（携帯電話、スマートフォン、デスクトップPC、ノートPC、タブレットPC及びプリンタ等の周辺機器を含む）及び記録媒体（USBメモリ等）（以下「情報端末」という）を持ち込んで서는ならない。ただし、事前に機器名、仕様、用途等を委託者に報告し、許可を得て、責任者が指定された業務履行場所に持ち込む場合は、この限りではない。なお、この場合においても持ち込んだ端末を委託者のネットワークに接続してはならない。

(従業者への監督)

第7 受託者は、受託者の従事者に対して、在職中及び退職後において、次の各号に定める事項に関する情報の取り扱いに関し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(1) 業務の実施に伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと。

(2) 業務以外の目的に利用してはならないこと。

(組織体制)

第8 受託者は、この業務に係る秘密情報の管理に関する組織的な体制として、責任者、業務実施体制、連絡体制（緊急時及び通常時）について書面により明らかにしなければならない。また、内容に変更がある場合は、受託者は速やかに書面により委託者へ報告しなければならない。

2 受託者は、前項に定める業務体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い、経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者が協議して決定する。

(規程の整備)

第9 受託者は、業務に係る秘密情報の適正な管理のために必要な業務規程等を整備し、委託者に報告しなければならない。

(安全確保の措置等)

第10 受託者は、秘密情報の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の秘密情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、秘密情報を業務に必要な範囲内で、正確かつ最新のものとして適正に維持管理しなければならない。

- 3 受託者は第1項の目的を達成するため、委託業務に着手する前に個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所において入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じるとともに、その安全対策を委託者に報告しなければならない。
- 4 受託者は前項に定める委託者の安全対策に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い、経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者が協議して決定する。
- 5 受託者は、保有又は利用の必要がなくなった秘密情報について、確実かつ速やかに廃棄、消去その他の適切な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第11 受託者は、業務を実施するために個人情報を収集するときは、業務に必要な範囲内で、かつ、その目的を達成するために必要な限度で行うとともに、適正かつ公正な手段で行わなければならない。

(再委託の禁止)

第12 受託者は、業務を実施するための個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第13 受託者は、業務を実施するために委託者から引き渡され、又は受託者自らが収集若しくは作成した秘密情報が記録された資料等を、本業務の完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(委託者の検査等)

第14 委託者は、本業務に係る受託者における秘密情報の取扱いの状況について、定期的に報告を求め、必要に応じて業務履行場所への立入検査を行うことができるものとする。

- 2 受託者は、前項の申入れがあったときは、特段の理由が認められる場合を除き、これを拒んではならない。
- 3 前2項の場合において報告、資料の提出又は検査に必要な費用は受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により過分の費用を要した場合は、委託者が負担しなければならない。
- 4 委託者は、第1項の規定による業務履行場所への立入検査等による確認の結果、受託者による秘密情報の取扱い状況に瑕疵を認めるときは、期限を定めて改善を勧告するものとする。
- 5 受託者は、前項の規定による改善勧告を受けたときは、この改善勧告に速やかに応じなければならない。

(事故発生時等における対応)

第 15 受託者は、秘密情報の漏えい、紛失、盗難その他の事故が発生し、又は発生する恐れがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。なお、本業務の契約の効力を失った後においても同様とする。

2 委託者は、受託者から前項の報告を受けたとき、又は受託者が本特記事項に違反した場合は、必要に応じて当該事故等に関する情報を公表するものとする。なお、それにより委託者に損害を与えた場合は、受託者は委託者に対して損害責任を負うものとする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第 16 受託者は、従事者（業務開始後に新たに雇用した者を含む。以下同じ。）に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が行うべき益城町個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、従事者に対し、機密情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに民事上の責任についての研修を実施し、機密情報保護に関する誓約書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除)

第 17 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

2 暴力団排除

(不当介入に対する報告・届出等)

第 1 受託者は、業務の履行にあたって、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という）を受けた場合は、速やかに書面により、委託者への報告及び管轄警察署への届出を行わなければならない。

(誓約書の提出)

第 2 受託者は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要でないと判断した場合はこの限りではない。

(委託者の解除権)

第3 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 役員等（法人の役員、その支店若しくは営業所等を代表する者又は経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）であると認められるとき。

(2) 暴力団対策法第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が事故、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力、関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。